

## 退職する短期組合員及び任期付職員の再就職に関する調書

提出日 令和 年 月 日

所属所コード		所属所名	
組合員番号		氏名	
退職年月日	令和 年 月 日		

退職後の再就職等について、退職日現在での予定を次の1～3から選択し回答してください。

※臨時的任用職員及び任期付職員で、1日も期間を空けずに県内の公立学校等に任用される場合は提出不要です。

### □1 再就職する予定

#### □① 秋田県の公立学校・教育関係機関（※1）の職員

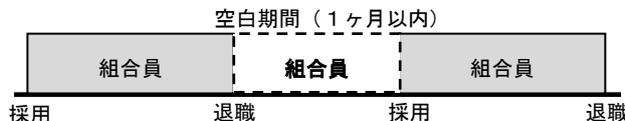
※1 県立高等学校・特別支援学校・中学校、市町村立高等学校・中学校・小学校・義務教育学校、秋田県立大学、秋田公立美術大学のほか県教育庁各課室及び教育機関が該当します。

職 種 (当てはまるもの1つに✓)	<input type="checkbox"/> 正職員（再任用職員を含む）・任期付職員 <input type="checkbox"/> 臨時的任用職員（臨時講師等） <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員・嘱託職員（※2）
所属所名	
任用開始日	令和 年 月 日

※2 2か月を超える雇用が見込まれ、以下の2点どちらかを満たす場合に該当します。

- 1 一週間の勤務時間及び一か月の勤務日数が常勤職員の3/4以上の者
- 2 一週間の勤務時間及び一か月の勤務日数が常勤職員の3/4未満であって、次のア～ウを満たす者
  - ア 一週間の所定労働時間が20時間以上である
  - イ 報酬月額が88,000円以上
  - ウ 学生ではない

退職日時点で1に該当する職員として任用が決定しており、かつ退職日から次の任用開始日までの期間が1ヶ月以内の場合は、こちらの調書の提出により、退職日から任用開始日までの空白期間も、引き続き公立学校共済組合の組合員とみなされます。



#### □② ①以外

### □2 再就職しない予定

### □3 未定（講師登録等をしているが、任用開始日や配属先が決定していない場合もこちらに✓してください。）

#### 提出先

〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号  
 公立学校共済組合秋田支部（教育庁福利課内）給付チーム あて  
 FAX : 018-860-5800